

令和8年度（令和7年度繰越分）

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、県産りんごの省力的な園地構造への転換を図るため、営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約等が定められているものに限る。以下同じ。）が行うりんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業に要する経費について、令和7年度予算（繰越分）の範囲内において、当該営農集団に対し、令和8年度（令和7年度繰越分）青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実施計画書
- （2）営農集団の規約等の写し
- （3）導入する機械のカタログ
- （4）見積書の写し（3者以上から徴取すること。）
- （5）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して

その承認を受けること。

ア 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

イ 事業実施主体における補助金の30%を超える減

- (2) 補助事業中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得した財産について財産管理台帳（第3号様式）その他関係書類を第10に指定する期間整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供しないこと。ただし、第10に規定する期間を経過した場合は、その限りではない。
- (8) 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合においては、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 事業実施年度から5年間、各年度における補助事業の成果について事業成果報告書（第4号様式）を作成し、当該各年度の翌年度の6月30日までに知事に提出すること。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）の提出により行うものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）事業実施実績書
- （2）財産管理台帳の写し
- （3）その他知事が必要と認める書類

（処分の制限を受ける財産）

第9 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の本体取得価額が50万円以上の油圧ショベルとする。

（処分の制限を受ける期間）

第10 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「減価償却省令」という。）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別 表（第2関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>営農集団が共同利用機械として整備し、りんご成園（マルバ園及びわい化園）の整列樹形化（※）に用いる油圧ショベル（次に掲げる採択要件を満たし、1体の本体価格が50万円以上のものに限る）の導入に要する経費</p> <p>（※）作業動線の妨げとなっている成木を伐採（将来的な伐採を含む）し、既存木と整列になるよう新たに苗木を定植することで、作業・運搬用機械等が直進走行可能な園内作業道を整備し、病虫害防除等作業時間の短縮や作業効率の向上が見込まれる改植をいう。</p> <p>【採択要件】</p> <p>1 導入した機械で整列樹形化を図るりんご園地の面積が10ヘクタール以上で、事業実施年度の翌年度から5年間で年間300本以上のりんご樹の伐根が見込まれること。</p> <p>2 導入する機械が1の計画に即した適正な規模・能力であること。</p> <p>3 中古機械の場合は、減価償却省令に定める耐用年数が2年以上残存し、販売店等により当該期間の保証等が付されていること。</p> <p>なお、耐用年数の残存期間の間で、年間300本以上のりんご樹の伐根が見込まれること。</p>	<p>左の補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1に相当する額又は2,500千円のいずれか低い額以内の額</p>

第1号様式（第3関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和8年度（令和7年度繰越分）

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金交付申請書

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業に要する経費について、補助金
円の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画（又は実績）

別紙のとおり

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額	(精算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
自己負担額					
その他					
計					

（2）支出の部

（単位：円）

区分	予算額	(精算額)	比較増減		備考
			増	減	
青森県りんごマル バ園等整列樹形化 機械導入支援事業 費					

5 添付書類

（1）事業実施計画（実績）書（別紙）

（2）営農集団の規約の写し

（3）導入する機械のカタログ

- (4) 導入する機械の見積書の写し（3者以上から聴取すること）
- (5) 導入した機械の納品書の写し
- (6) 導入した機械の領収書等（支払いの事実が確認できるもの）の写し
- (7) 財産管理台帳（第3号様式）の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(注) 1 (2)～(4)は交付申請時提出時のみ添付すること。
2 (5)～(7)は実績報告書提出時のみ添付すること。

別紙（第1号、第4号、第6号様式関係）

1 事業実施主体の概要

（1）事業実施主体名

（2）住所

（注）事務局の住所の場合は、その旨を併せて記載すること。

（3）設立年

（4）活動地域

（5）活動内容

2 事業内容及び経費配分

（1）事業実施年度

（2）導入機械の規格・能力等及び事業量（台数）

（3）事業費及び負担区分

（単位：円）

予定（実績） 事業費	負担区分			備考
	県費	自己負担	その他	
（本体価額）				
（消費税等）				

（注）1 「予定（実績）事業費」欄には、本体価格と消費税等（消費税及び地方消費税）に分けて記入すること。なお、消費税等は補助対象外であることに留意すること。

2 「負担区分」の「その他」欄には、県以外の補助金や助成金の交付を受けた場合は交付主体名と金額を、制度資金を利用する場合は資金名と金額を記入すること。

3 事業実施計画及び実績

(1) 受益農家数、面積、整列化を要する面積

区分	受益地域の概要			備考
	りんご栽培農家数	りんご栽培面積	うち整列化を要する面積	
事業実施年度 (○年度)	戸	ha	ha	
1年目 (○年度)				
2年目 (○年度)				
3年目 (○年度)				
4年目 (○年度)				
5年目 (○年度)				

- (注) 1 作成に当たっては、必要に応じてJ Aや市町村等の指導・助言を受けること。
 2 「受益地域の概要」欄のうち、事業実施年度の数値は交付申請書提出時に記入し、各年度の数値は各年度の事業成果報告書の提出時に記入すること。

(2) 事業計画及び実績

区分	伐採事業計画			伐採事業実績			備考
	農家数	本数	整列化面積	農家数	本数	整列化面積	
事業実施年度 (○年度)	戸	本	ha	戸	本	ha	
1年目 (○年度)							
2年目 (○年度)							
3年目 (○年度)							
4年目 (○年度)							
5年目 (○年度)							

- (注) 1 作成に当たっては、必要に応じてJ Aや市町村等の指導・助言を受けること。
 2 「伐採事業計画」欄は交付申請書提出時に記載し、「伐採事業実績」欄は各年度の事業成果報告書の提出時に当該年度の実績を記入すること。

第2号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者氏名

令和8年度（令和7年度繰越分）

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業変更（中止、廃止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和8年度（令和7年度繰越分）青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

（注）記以下の記載要領は、第1号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更（中止、廃止）の理由」に書き換え、

① 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

② 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日並びに同日における事業の内容及び収支予算を第1号様式の記以下の例により作成した書面を添付すること

第3号様式（第4、第8関係）

令和8年度（令和7年度繰越分）

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業 財産管理台帳

（補助事業者名： _____ ）

1 取得した財産名

2 取得した財産の設置場所

3 取得した財産の取得価格及び経費の負担区分

（単位：円）

予定（実績） 事業費	負担区分			備考
	県費	自己負担	その他	
（本体価額）				
（消費税等）				

4 処分制限期間及び処分の状況

処分制限期間			処分の状況		備考
取得年月日	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	

- （注） 1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の期限を記入すること。
2 「処分内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称及び補助金返還額を記入すること。

第4号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者氏名

令和8年度（令和7年度繰越分）
青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業成果報告書
（令和 年度分）

年度に実施した青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業の成果について、令和8年度（令和7年度繰越分）青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金交付要綱第4第9号の規定により、別紙のとおり報告します。

（注）第1号様式の別紙を添付すること。

第5号様式（第7関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者氏名

令和8年度（令和7年度繰越分）
青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業費補助金請求書

請求額 円

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業補助金として、上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名

支店・出張所等

口座番号（普通・当座）

口座名義

口座名義（フリガナ）

第6号様式（第8関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者氏名

令和8年度（令和7年度繰越分）

青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- (注) 1 記以下については、第1号様式に準じて記載すること。
2 実績報告の事業の内容及び収支精算が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、異なる部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。